

～ 在外選挙のお知らせ ～

在バンクーバー

日本国総領事館

○第21回参議院議員通常選挙は、次のとおり実施されます。

公示日：平成19年7月12日(木) 国内投票日：平成19年7月29日(日)

○衆議院議員補欠選挙(岩手県第1区及び熊本県第3区)についても次のとおり実施されます。

告示日：平成19年7月17日(火) 国内投票日：平成19年7月29日(日)

今回の補欠選挙では、以下の市町村の在外選挙人名簿に登録されている方が投票することができます。なお、合併前の旧市町村の選挙管理委員会名が記載された在外選挙人証をお持ちの方については当該市町村にご確認ください。

岩手県第1区：盛岡市(旧「玉山村」を除く)、紫波町、矢巾町

熊本県第3区：山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町(旧「矢部町」、旧「清和村」を除く)

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうち、いずれかの方法で投票を行うことができます。

在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

◎投票場所

当館の場合9階多目的ホール。(他の在外公館で、投票が実施されるか否かについては、各在外公館にお問い合わせいただくか、外務省ホームページでご確認ください。)

◎投票期間

投票の開始日・最終日は、当館の場合、以下のとおりです。
(投票の最終日は、各大使館・総領事館ごとに定められた締切日までとなります。)

(1)参議院議員通常選挙

公示日の翌日の7月13日から7月21日まで。

(2)衆議院議員補欠選挙(岩手県第1区及び熊本県第3区)

告示日の翌日の7月18日から7月21日まで。

◎投票時間

現地時間の午前9時30分から午後5時まで。

◎持参書類

①在外選挙人証 ②旅券等の身分証明書

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書でも差し支えありません。

郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

①投票用紙の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページ等から入手できます)を送付の上、投票用紙の請求を行います。

②投票用紙の交付

投票用紙の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙を郵便等により直接交付します。

③投票用紙の送付

投票用紙の交付を受けた後、選挙の公示又は告示日の翌日以降、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期日(投票日)の午後8時までに、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

※投票用紙の請求は、いつでも請求することが出来ますので、郵送日数を考慮して早めに請求することが大切です。

※投票用紙等請求書の「署名」は必ず本人が行い、在外選挙人名簿への登録申請の際に記入した署名と同様の署名をしてください。

※総領事館から離れた場所にお住まいの皆様、この方法が便利です！

日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の一般選挙人の方と同様に国内の投票方法を利用して次の①から③までのいずれかにより投票できます。

【公示又は告示の日の翌日から選挙期日(国内投票日)の前日までの間】

①期日前投票

②不在者投票

【選挙期日(国内投票日当日)】

③投票所における投票

※①から③の詳しい投票方法については、登録先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

2007年(平成19年)6月1日以降に行われる国政選挙から、これまでの衆参比例代表選挙に加えて、衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、それらの補欠選挙及び再選挙にも投票できるようになりました。

■ 外務省ホームページアドレス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo>

■ 総務省ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho>